

## No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第5号)

平成23年12月9日

### 1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛 受 明 宏	議員
3番	近 藤 郁 子	議員	4番	藤 江 真理子	議員
5番	早 川 直 彦	議員	6番	近 藤 善 人	議員
7番	三 浦 桂 司	議員	8番	平 野 龍 司	議員
9番	平 野 敬 祐	議員	10番	近 藤 千 鶴	議員
11番	一 色 美智子	議員	12番	村 山 金 敏	議員
13番	近 藤 恵 子	議員	14番	山 盛 左千江	議員
15番	杉 浦 光 男	議員	16番	安 井 明	議員
17番	伊 藤 清	議員	18番	月 岡 修 一	議員
19番	堀 田 勝 司	議員	20番	前 山 美恵子	議員

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成 田 宏 君	議事課長	吉 川 勝 美 君
議事課長補佐 兼庶務担当係長	松 林 淳 君	議事課長補佐 兼議事担当係長	石 川 晃 二 君

### 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	石 川 英 明 君	副市長	平 野 隆 君
教 育 長	後 藤 学 君	行政経営部長	横 山 孝 三 君
市民生活部長	神 谷 清 貴 君	健康福祉部長	神 谷 巳代志 君
経済建設部長	鈴 木 重 利 君	消防長	三 治 金 行 君
教育部長	加 藤 誠 君	行政経営部次長 兼財政課長	福 井 康 夫 君
健康福祉部次長 兼医療健康課長	原 田 昇 君	会計管理者 兼出納室長	塚 本 邦 広 君
秘書政策課長	伏 屋 一 幸 君	総務防災課長	神 谷 元 弘 君

高齢者福祉課長 原 田 一 也 君 都市計画課長 前 田 鑛 君  
環境課長 森 弘 和 君 監査委員事務局長 犬 塚 豊 和 君

## 5. 議事日程

### (1) 議案質疑・委員会付託

- 議案第 54 号 豊明市事務分掌条例の一部改正について
- 議案第 55 号 豊明市の副市長の定数を定める条例の一部改正について
- 議案第 56 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 57 号 豊明市税条例の一部改正について
- 議案第 58 号 豊明市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第 59 号 豊明市市民緑地条例の一部改正について
- 議案第 60 号 尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会の設置について
- 議案第 61 号 愛日地方教育事務協議会規約の変更について
- 議案第 62 号 尾張市町交通災害共済組合規約の変更について
- 議案第 63 号 愛知中部水道企業団規約の変更について
- 議案第 64 号 尾張農業共済事務組合規約の変更について
- 議案第 65 号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 議案第 66 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)について
- 議案第 67 号 平成 23 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 68 号 平成 23 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第 69 号 平成 23 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)について

## 6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

### No.2 ○議長(平野敬祐議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を

進めます。

日程1、議案質疑・委員会付託に入ります。

議案第54号から議案第69号までの16議案を一括議題といたします。

議案質疑については、通告順で発言を許可いたしますが、本会議での質疑は同一議員につき、再質疑を含め2回以内といたします。

なお、再質疑がある場合は挙手を願います。

また、議案質疑に当たっては、お手元に配付をいたしました議案等質疑通告書に沿って行うものとし、大局的、政策的な内容に限定し、自己の意見を述べることはできませんので、あらかじめご承知おきください。

さらに、当局の職員においても、答弁は通告の内容に従って、簡潔に行うよう申し添えておきます。

初めに、議案第54号については質疑の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

初めに、近藤恵子議員。

#### No.3 ○13番(近藤恵子議員)

それでは、議案第54号について質問をいたします。

機構改革を、この時期に行えると判断した理由は何でしょうか。

それから、この機構改革について、経営戦略会議とか、その他の会議では、どのような意見がありましたか。

#### No.4 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

#### No.5 ○行政経営部長(横山孝三君)

今回の機構改革につきましては、市長のマニフェスト項目でございましたので、唐突に浮上した政策ではございません。

市長は就任時から、部長制廃止につきましては検討をしてきておりまして、その実現性についても検討を重ねた結果、来年度からの実施が最適であると考えたわけでございます。

その理由の一つといたしましては、東日本大震災を始めとする日本経済の停滞、それから、そうなれば今まで以上に国や県の財政援助が見込めなくなり、市町村がみずからの手で歳入増や歳出減の施策を早急に展開する必要が出てまいります。

そうしたことも考慮しますと、一刻も早く組織をスリム化し、人件費を削減することが必要

ではないかというふうに考えまして、来年度当初からの提案とさせていただくことにいたしました。

さらに、一般質問でもお答えをしましたように、該当する部長クラスから3名の退職者が出る見込みでありますので、そうしたことも一つの機会であるにとらえ、提案させていただいたものであります。

それから、経営戦略会議、行政改革推進委員会で、どのような意見が出されたかということでございますが、経営戦略会議におきましては、どのようにすれば最小のリスクで機構改革が行えるかについて話し合いを持ちました。

統括課長の業務内容や部長の職務を、どの程度、課長に権限移譲するかなどについて話し合いを行いました。

また、行政改革推進委員会では、部長制を廃止することに伴うモチベーションの低下や、権限や責任の所在の明確化の整理を図る必要性などがある。副市長を増やす必要があるかなどの質問が出されたところでございます。

それらの問いに対しまして、部長をなくすことで生じる部門間の調整機能や政策立案機能について、副市長2人制や統括課長制で対応していくことを説明いたしまして、最終的には市長の英断であり、ぜひ取り組んでいくべきとの結論が出され、行革審としての統一見解をいただいたところでございます。

以上で終わります。

#### No.6 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

近藤恵子議員。

#### No.7 ○13番(近藤恵子議員)

では最初の質問の、この時期に行えると判断した理由について、もう一度、市長から答弁をお願いしたいということと、それから今回、経営戦略会議等で最小のリスクでどうやっていくかという話があったということですのでけれども、この件についての副市長の見解をお聞かせください。

#### No.8 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

#### No.9 ○市長(石川英明君)

今の近藤議員の質問に対して、一般質問でも少し触れさせていただきました。月岡議員

へのお答えと同じになろうかと思いますが、今、具体的な方向性については、行政経営部長がお答えしたとおりでございます。

最終的に、私自身の気持ちの中で、さらに強い意思として固まったことは、一般質問でもお答えをしたように、幹部の職員の姿勢が大きく変わってきたということです。

こうした気持ちの整理は必ず、この機構改革を成功させる力になるものだというふうに確信をしています。

この半年間の中で、そんな部分の職員の資質が大きく変わってきました。会議自体も非常に活発に、闊達な協議ができるようになってきたということでもあります。

このことは必ず、新たにいろんな課題が出て、成功させる決め手になるだろう。職員と一体になっていけば、必ずやれるという確信を得たということでもあります。

以上であります。

#### No.10 ○議長(平野敬祐議員)

平野副市長。

#### No.11 ○副市長(平野 隆君)

お答えします。

今、市長が言ったように、当然、我々行政職員としてはリスクが発生する、モチベーションが下がるということが危惧されました。

今の話のとおり、そこら辺をいかに打開して、市民サービスの低下につながらないようにするかということで、職員の意識改革を求めるということで、経戦等々で話した結果、提案をしたということでございます。

終わります。

#### No.12 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、近藤恵子議員の質疑を終わります。

続いて、藤江真理子議員。

#### No.13 ○4番(藤江真理子議員)

同じく、議案第 54 号 豊明市事務分掌条例の一部改正について質問させていただきます。

一般質問のときに、若い職員の方たちへの説明をなされたらとのご答弁をいただきました。

いつ、どのように説明をなされたのでしょうか。

また、そのときの声や反応はどのようでしたか、お答えください。

No.14 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.15 ○行政経営部長(横山孝三君)

職員につきましては、9月末に原案ができた段階で、部長を通じて各課に意見を聞く形で伝達をいたしました。

それに基づき、各課から意思決定の迅速化やモチベーションの点など、制度の疑問点や改良点などについて意見を集め、それをもとに原案検討会議で詰めながら、最終案を構築してまいりました。

確かに、各課から上がってきた意見は、長年の部長制度を肯定する意見が多く、総じて職員の不安からくる意見が多かった点がございます。

先ほどもお話をしましたが、部長制度がなくなることへの職員のモチベーション、部を越えた応援体制への不安、セクショナリズムになりはしないかなどが出されました。

しかし、副市長の充実や統括課長制度の導入によりまして、解決できる問題であるとの認識を持っております。

また、課長が直接、政策を決定できる機会が多くなり、やりがいの持てる職場になると期待をしております。

以上です。

No.16 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

藤江真理子議員。

No.17 ○4番(藤江真理子議員)

不安からくる意見が多かったとのことですが、そういった不安を解消するための努力は、どのようにされているのでしょうか。

No.18 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.19 ○行政経営部長(横山孝三君)

いろんな不安が出されましたので、それらについて原案検討会議でお話をさせていただ

いて検討をしてきたわけです。

すなわち、部長がなくなるということについて、1つは副市長2人制、もう一つは統括課長制度をつくっていくということ。さらには、人事評価制度を改良していくというようなことについて、全体として、モチベーションが余り下がらないようにということの努力をしてみたいというふうに考えております。

終わります。

#### No.20 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、藤江真理子議員の質疑を終わります。

続いて、早川直彦議員。

#### No.21 ○5番(早川直彦議員)

それでは、議案第 54 号について質問いたします。

1つ目に、市長部局以外の組織はどのようになるのか。

2つ目に、全国の市で部長制のない自治体は幾つあるのか。

また、部長制廃止をした自治体で失敗した例はあるのか、お聞かせください。

#### No.22 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

#### No.23 ○行政経営部長(横山孝三君)

市長部局以外の組織についてでございます。

市長部局と同様の方針でございますが、各組織の状況によりましては、以下のとおりとなります。

まず、消防本部ですけれども、消防本部は消防長が部長級から統括課長級に変更になります。

ただし、消防本部、消防総務課、消防署という機構の変更は行いません。

それから、教育委員会は原則、市長部局と同様の振り分け方針といたしまして、副市長への割り振りを教育長といたします。

議会事務局につきましては、事務局は廃止せず、局長が統括課長級となって、議事課は廃止され、これまでの局長の業務と課長の業務を担ってまいります。

それから2つ目の、全国の市で部長制のない自治体は云々でございますが、調べましたところ、全国的には部長制をしいていない市は 40 市程度、人口5万人以上では新潟県の村上市と佐渡市でございます。

部長制を廃止し、戻した自治体としましては、上越市、八女市、八幡浜市があります。失敗した例はということでございますが、そういった事例は承知しておりません。いずれも、首長さんがかわられたときに変更される自治体が多いというふうに考えております。

以上で終わります。

**No.24 ○議長(平野敬祐議員)**

答弁は終わりました。

早川直彦議員。

**No.25 ○5番(早川直彦議員)**

部長制廃止をした失敗例は今ないということなんですが、逆に、部長制を廃止した自治体で成功した例というのを聞かせてください。

**No.26 ○議長(平野敬祐議員)**

答弁を願います。

横山行政経営部長。

**No.27 ○行政経営部長(横山孝三君)**

成功、失敗というのは、何を以てという基準が、ちょっと私にもよくわかりませんので、あれですけれども、それぞれその市町に合ったように、組織については改正をされているというふうに承知しております。

以上でございます。

**No.28 ○議長(平野敬祐議員)**

これにて、早川直彦議員の質疑を終わります。

続いて、近藤善人議員。

**No.29 ○6番(近藤善人議員)**

同じく、議案第54号についてお尋ねします。

議会答弁はどうするのか。

また、議員対応は負担にならないのか、お尋ねします。

**No.30 ○議長(平野敬祐議員)**

答弁を願います。



横山行政経営部長。

No.31 ○行政経営部長(横山孝三君)

議会答弁の件でございます。

議会答弁は、課長が担うこととなります。これまでの回答書は、大筋は課長が作成し、検討会議を行うことで対応してまいりましたが、この体制が大きく変わることはないと考えられるため、課長に著しく負担が増えるということはないと考えます。

部長が担ってきた調整が必要な部分につきましては、副市長や統括課長によって補っていくことが可能であります。

また議場には、議題によって出席者を入れかえることなどで、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

No.32 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

これにて、近藤善人議員の質疑を終わります。

続いて、伊藤 清議員。

No.33 ○17番(伊藤 清議員)

それでは、議案第 54 号 豊明市事務分掌条例の一部改正について質疑をしてまいります。

まず、課間の相互調整はだれが担うのでしょうか。

次に、統括課長の職務範囲と権限を明確にさせていただきたいと思えます。

市の幹部会の出席者はだれになりますでしょうか。

民間の多くがフラット化の見直しをしております。その理由としましては、命令系統が不明確である、横の連携が図れないという理由であります。

本市においても、縦割りの弊害が顕著になると懸念されますが、どうでしょうか。

現在の課長の事務量を考えたときに、統括としてプラスアルファの業務が可能なのか、現場の声はどうでしたでしょうか、お尋ねをいたします。

No.34 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.35 ○行政経営部長(横山孝三君)

まず、相互調整はだれが行うかということですが、2名の副市長と統括課長が担うこととなります。

それから、2点目の統括課長の職務範囲と権限でございます。

課長としての職務に加えて、副市長の補佐機能も、部長が担っていたもののうち、庁舎内の重要な政策決定の会議の主催運営及び各課の相互調整でございます。

それから、市の幹部会の出席者につきましては、幹部会及び経営戦略会議は、統括課長以上であります。

次に、民間企業の多くがフラット化を見直しているということにつきましては、副市長と統括課長が連絡調整機能を担うので、縦割りの弊害はありません。

また、新たな形の課長会によって、庁舎内の横の連携が強化される効果があります。

次に、統括課長としてプラスアルファの業務が可能かということですがけれども、統括課長の負担増については、課長補佐以下職員全員でサポートしてまいります。

また、現在の部長のうち数名が残りますので、その力量は継続されますし、副市長の2名体制によっても補完してまいります。

以上で終わります。

#### No.36 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

伊藤 清議員。

#### No.37 ○17番(伊藤 清議員)

まず初めの、課間の相互調整はだれが担うのかは、2名の副市長と統括課長ということでお答えがありましたけれども、その権限をはっきりしておいていただきたい。

副市長なのか統括課長なのか、問題が起きたときに、どちらに責任が、権限があるのかというのを、これをはっきりさせていただかないと、間違いなく問題が起きるだろうというふうに思っています。

どちらですか、はっきり教えてください。

市の幹部会については、統括課長級以上ということでもありますけれども、そうしますと、今の幹部会は部長が出席してみえるのですが、退職者がいる、いないということは置いておいて、出席者については今の部長級ということで、顔ぶれはそう変わらないと、まあ名前が変わるかなという程度に認識してよろしいでしょうか。

それから、現場の課長の事務量を考えたときに、プラスアルファの業務は可能かということですがけれども、部長を経験した方が残られるし、力量を持ってみえるので大丈夫だということですがけれども、力量があるとか、ないとかということではなくて、権限の有無によって随分変わってくると思うんです。

そこら辺、もう一回、明確に答えてください。

**No.38 ○議長(平野敬祐議員)**

答弁を願います。

横山行政経営部長。

**No.39 ○行政経営部長(横山孝三君)**

まず、相互調整といいますか、調整機能ですけれども、原則、基本的には副市長が権限を持つというふうにしております。

それから、2点目の幹部会につきましては、従前と変わらないという、基本的に統括課長以上ということでございますので、変更はございません。

それから、3番目の事務量と権限ですけれども、先ほど申し上げましたけれども、統括課長につきましては今、自分に与えられた課の課長としての職務と、それから、副市長の補佐機能及び従前、部長が担っていたもののうちの重要な政策決定会議の主催運営ということになっております。

以上でございます。

**No.40 ○議長(平野敬祐議員)**

これにて、伊藤 清議員の質疑を終わります。

続いて、川上 裕議員。

**No.41 ○1番(川上 裕議員)**

議案第 54 号の全体的な機構改革の方向が私には見えない中で、現組織の悪さ、どういところが悪くて、そうするのかということで、その悪さの具体例、事例を1つ挙げていただき、なぜ、それが悪かったか、原因をお示してください。

2番、フラット(文鎮型)組織での部長職務が、今の伊藤議員とちょっと重なるかもしれませんが、増える中で、統括課長の職務についてどう考えてみえますか。

2点、お願いします。

**No.42 ○議長(平野敬祐議員)**

答弁を願います。

横山行政経営部長。

**No.43 ○行政経営部長(横山孝三君)**

現行機構の悪さと具体例ということでございます。

現在の機構の中で、決して部長制が機能していないというわけではございません。

本市におきましては、長年にわたり部長制をしき、行政運営を行ってまいりました。

しかし、市長、副市長のトップ層との意思決定や情報の伝達という面においては、部長職を介在させるより、より現場に近い課長職に直接言ったほうが、より実効性が高くなると判断したものであります。

また、役割分担の明確化もあわせて行うことにより、合理的な行政運営が可能となります。

次に、フラット化、文鎮型の組織での部長職務が増える統括課長の職務についてであります。

統括課長につきましては、課長職との兼務になり、一般の課長職に比べ業務量が増すこととなります。

主な統括課長としての業務は、副市長の補佐的業務、つまり各課との横の連絡調整などを行います。

また、部長が担っていた職務のうち、市の重要な政策決定の会議の主催運営等をつかさどることになります。

また、こうした事務量の増加につきましては、課長補佐以下の協力のもとで、クリアできるというふうに考えております。

以上です。

#### No.44 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

川上 裕議員。

#### No.45 ○1番(川上 裕議員)

1番目の悪かった例として、風通しが悪いというようなお話でした。本当の悪かったところは、ちょっと出ていないのでわかりませんが、新しい組織になった場合、その悪かった点が、どういうふうになるのかをお聞きします。

もう一点は、いわゆる部長のやっていた経営的業務と、ラインの長の業務の両立が、果たしてできていくのか。課長間のラインの関係がスムーズにいくのかをお伺いします。

#### No.46 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

#### No.47 ○行政経営部長(横山孝三君)

新しい組織になったときということですが、現状の具体事例を申し上げますと、部長と課長の業務が重複していたということでは、議会対応では答弁書はまず課長がつくって、部長が意見を調整していたということですが、こういったことは、課長がみずからやっていくということで解消できるのではないかと考えております。

それから、経営的なことと課長のライン職の取り扱いについてでございますが、これにつきましては副市長2人制、それから統括課長を置くということで、クリアできるものと考えております。

以上でございます。

#### No.48 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、川上 裕議員の質疑を終わります。

以上で議案第 54 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 55 号についても質疑の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

初めに、近藤恵子議員。

#### No.49 ○13番(近藤恵子議員)

では、議案第 55 号 豊明市の副市長の定数を定める条例の一部改正について質問いたします。

まず第1に、県内で副市長2人体制をとっているところは幾つあり、そこで副市長はどのような役割を担っているか。

そして2点目、部長制廃止に関連するのかもしれませんが、部長の役割のうち、副市長が担うことになるものは、どのようなものですか。

#### No.50 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

#### No.51 ○行政経営部長(横山孝三君)

1点目の、県内で副市長2人制をとっている市は、名古屋市を除きまして 11 市でございます。

所掌事務、組織を分割して関係部署を指揮監督しておみえです。

分担につきましては、総務関係部局と事業関係部局に大別をされまして、財政、人事、企画関係につきましては、共通の所管とされているところが、ほとんどでございます。

2点目の、部長の役割のうち、副市長が担うこととなるものはということですが、

部長という階層が除かれることによるデメリットへの対応、すなわちトップマネジメント層の補強、それから各課間の調整機能を担うこととなります。

以上でございます。

#### No.52 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

これにて、近藤恵子議員の質疑を終わります。

続いて、近藤善人議員。

#### No.53 ○6番(近藤善人議員)

同じく、議案第 55 号についてお尋ねします。

副市長を民間より公募する考えについて、兵庫県豊岡市での副市長2人制の例があったのですが、民間から公募したところ、全国から 1,300 人以上、うち女性 87 名の応募があったようです。

より才能のある人材を選出するには、民間からの公募が有効ではないでしょうか、お伺いします。

2つ目、副市長の女性起用の考えについて。

本市の議員の3分の1は女性であります。行政側にも女性の視点は重要であると言われております。全国 1,795 市区町村で女性市長は 29 人、まだまだ少ないです。

このたびの東日本大震災での避難所生活の具体的施策に、女性や障がい者などの声が反映されていない自治体が多かったそうです。

このことから、行政側にも女性の視点は大変重要であるのではないのでしょうか、お尋ねします。

#### No.54 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

#### No.55 ○行政経営部長(横山孝三君)

副市長を民間より公募する考えはということですが、公募を行う考えはありません。

私が適任と思われる人をお願いして決めていきたいというふうに、市長より伺っております。

それから、副市長に女性の起用をについてでございますが、いろいろ適任者を考えている最中でありまして。こうしたことも考慮に入れながら、最終的には私が決めたいということ

を、市長より伺っております。

以上でございます。

#### No.56 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

これにて、近藤善人議員の質疑を終わります。

続いて、安井 明議員であります。先ほど質疑を終結しました議案第 54 号にかかわる部分があるように思われます。

発言には十分注意をしながらお願いいたします。

#### No.57 ○16番(安井 明議員)

それでは、議案第 55 号 豊明市の副市長の定数を定める条例の一部改正について質問いたします。

先ほどの議案第 54 号と、若干ではありますが、重複した質問になるかもしれませんが、よろしく願いをいたします。

質問します。

石川市長は、行財政改革の一環として機構改革を行うとのことであり、去る6月議会において市長報酬を半減する議案を提出され、可決されました。

財政状況が厳しい折、みずから市長報酬を半額にしたにもかかわらず、副市長を2名制にするということについては、とても理解できるものではありません。

民間企業においては、経費削減のためフラット制の導入をしましたが、見直しをして、もとの機構に戻している企業が多いと聞いております。

また、部長制度を廃止した他市町についても、選挙で市長が交代したときには、もとの機構に戻しているとのことで、インターネットで検索ができます。

そこで、質問に入ります。

まず、1項目目については、なぜ今、副市長が2人必要なのか。

2項目目について、副市長は市長の公務を代行しながら、統括課長の業務を把握できるのか。

3、4、5項目については、割愛をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

#### No.58 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.59 ○行政経営部長(横山孝三君)

なぜ、副市長が2人必要なのかということでございます。

部長制が廃止となりますことから、迅速化と政策調整機能を維持するためでございます。

部長という階層を除くことで意思決定の迅速化を図ります。

しかし、意思決定が早くなっても、トップマネジメント層の補強、課間の調整機能を担う必要があります。

そこで、この2つを両立するために副市長を2人とするものといたしました。副市長が調整機能を担います。その補佐機能として統括課長制度を導入するものでございます。

2点目の、副市長は市長の公務を代行しながら統括課長の業務を把握できるのかということでございます。

答えといたしましては可能であります。副市長を2人に増員し、役割を分割します。これにより、これまで部長の業務を1人で把握してきた副市長の負担が半分となるものでございます。

以上で終わります。

No.60 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

これにて、安井 明議員の質疑を終わります。

続いて、川上 裕議員。

No.61 ○1番(川上 裕議員)

議案第 55 号の副市長2人の必要性をお尋ねします。

今、お聞きしました。ですが、2人になった場合の職務内容が、今とどう変わるのかをお聞きします。

No.62 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.63 ○行政経営部長(横山孝三君)

先ほど申し上げました副市長2人につきましては、お答えのとおりでございますが、職務内容につきましては現在、副市長が担っておられます相互調整機能、政策決定機能につきましては、それぞれ役割を分担していただきまして、担当制をとりますので、そのような形でまず行っていただくことと、それから、部長がなくなることによりまして、各担当される



課が割り当てられますので、その割り当てられた部署につきましての調整機能を果たしていただくということになります。

終わります。

#### No.64 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

これにて、川上 裕議員の質疑を終わります。

以上で議案第 55 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 56 号についても質疑の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

初めに、月岡修一議員。

#### No.65 ○18番(月岡修一議員)

それでは、議案第 56 号について質疑をさせていただきます。

私は、市長の能力と照らし合わせて、どうして経営アドバイザーが必要なのか、ちょっと理解ができませんので、詳しくお尋ねを申し上げます。

さらには、経営アドバイザーの月額 15 万円の基礎計算はどのようにして算出されたのか、ご答弁を求めたいと思います。

#### No.66 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

#### No.67 ○行政経営部長(横山孝三君)

経営アドバイザーにつきましては、民間経営や行財政システムに関する見識に基づきまして、必要な提言を市長に対して行う役割を持つものでございます。

具体的には、1つとして行政経営改革の実施に関する事項、2つ目が業務改善の実施に関する事項、3番目がその他、市長の特命に関する事項などが該当いたします。

また、この行政アドバイザー制度によりまして、民間等の手法を組織に導入し、活性化を進めるものであります。外部の見識に基づく提言を受けることによって、マネジメント機能の補強をするものであります。

また、月額につきましては、時給 2,500 円掛ける1日6時間掛ける 10 日ということで、計算をさせていただいております。

終わります。

No.68 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

月岡修一議員。

No.69 ○18番(月岡修一議員)

まず、報酬の件で申し上げます。

再度、質問させていただきますけれども、市長みずから報酬カットをしてまで財源確保に挑んでいるさなかに、このような例え月 15 万円といえども、こういった経営アドバイザーの予算組みが必要なのかどうか。これはやっぱり私以外の方々も、少し疑問に思うところかと思しますので、再度、この 15 万円の根拠をご答弁ください。

それからもう一つ、民間企業のさまざまな、そういった経営要素を取り入れるということのようですが、この市役所の中にもかなり優秀な職員はいます。それぞれの立場でいろいろ知恵があると思うんですが、この市役所の中のそういう英知を結集すると、そういった方向で経営改善に挑むといった基本的な考えはなかったのか。

仮に、どんな優秀な人が来ても、豊明市の経済事情、そういった組織の内部的な事情といったものを本当に知り得ない人が、果たして豊明市の将来を見据えたアドバイスができるのかどうか。

そのことを非常に疑問に感じますが、いかがでしょうか。

No.70 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.71 ○行政経営部長(横山孝三君)

月額報酬につきましてでございます。

例えば、代表監査委員の場合、半日、1日を含め約 50 日間お務めになっております。経営アドバイザーは年間 120 日の出勤となりますので、そういった点からも、バランスのとれた額だと考えております。

それから、本市の職員で英知を結集すればできるんじゃないかということでございます。

これまでもそういったことをやってきておりますし、そのような方向も正しいのではないかと思います。それに加えて、さらに民間企業のノウハウですね、それから、それに基づく行財政改革の提言をいただきたいというふうに考えております。

終わります。

No.72 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、月岡修一議員の質疑を終わります。  
続いて、藤江真理子議員。

**No.73 ○4番(藤江真理子議員)**

同じく、議案第 56 号について質疑をさせていただきます。  
経営アドバイザーの起用と、この機構改革との関連はあるのでしょうか、お答えください。

**No.74 ○議長(平野敬祐議員)**

答弁を願います。  
横山行政経営部長。

**No.75 ○行政経営部長(横山孝三君)**

関連はございません。あくまで経営アドバイザーは、外部から見た視点によって行政経営改革を進めるものでございまして、今回の機構改革とは目的が違うものでございます。  
終わります。

**No.76 ○議長(平野敬祐議員)**

答弁は終わりました。  
これにて、藤江真理子議員の質疑を終わります。  
続いて、近藤善人議員。

**No.77 ○6番(近藤善人議員)**

経営アドバイザーを導入するということは、民間企業の経営ノウハウを取り入れることだと思いますが、その選定にはどのような基準を考えているのか、お伺いします。

**No.78 ○議長(平野敬祐議員)**

答弁を願います。  
横山行政経営部長。

**No.79 ○行政経営部長(横山孝三君)**

選定基準につきまして3つ考えております。  
1つ目が、見識の有無ということでございまして、民間経営または行財政システムに関する見識を有していること。  
2つ目が、提案能力でございます。

この知識や経験に基づき、市長や職員に対して行政経営改革、業務改善、市長マニフェスト等の特命事項に関し提言が可能であること。

3つ目が、調査・分析能力であります。

提案に際しても、みずから調査、分析を行うことが可能であること。

以上を選定基準というふうに考えております。

終わります。

#### No.80 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

これにて、近藤善人議員の質疑を終わります。

続いて、川上 裕議員。

#### No.81 ○1番(川上 裕議員)

議案第 56 号の経営アドバイザーを必要とする理由をお尋ねします。

これは今聞きましたので、市長、副市長へのアドバイザーだと思われそうですけれども、幹部会等の職員への関連、まあ指示する等の関連ということもあり得るのですか。

もう一点、経営アドバイザーとして予定されている方がおみえになれば、経歴、お人柄等をお聞きしたいと思います。

以上、お願いします。

#### No.82 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

#### No.83 ○行政経営部長(横山孝三君)

経営アドバイザーにつきましては、先ほど議員が申されましたけれども、幹部会とか経営戦略会議にも、必要があれば出席して発言していただきたいというふうに考えております。

それから、予定されている方がということでございますが、現在、条件に合った方を数名検討しているところです。精査の上、決定次第、速やかにお伝えしたいと考えております。

いずれにいたしましても、議会の同意を得てから正式に依頼したいと考えておりますので、正式任用は若干、遅れることも考えられます。

以上でございます。

#### No.84 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

川上 裕議員。

No.85 ○1番(川上 裕議員)

まだ予定されていないということですが、時間的に間に合いますか。

No.86 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

どなたが答弁されますか。

横山行政経営部長。

No.87 ○行政経営部長(横山孝三君)

早急に決定させていただきたいというふうに考えております。

終わります。

No.88 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、川上 裕議員の質疑を終わります。

以上で議案第 56 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 57 号から議案第 65 号までの9議案については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第 66 号については質疑の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

初めに、早川直彦議員。

No.89 ○5番(早川直彦議員)

議案第 66 号について質疑いたします。

福祉医療助成費がどうしてこれだけ増えたのでしょうか、お聞かせください。

No.90 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.91 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

福祉医療助成費の増額の理由であります。今回の 12 月補正におきましては、福祉医療助成費を 6,705 万円増額をするものであります。この積算につきましては、4 月から 10 月までの上半期の実績額に 11 月以降の医療費の見込額を、冬のインフルエンザの流行

等も加味しまして積算をした結果、不足額を補正するものでございます。

なお、この増額は、主に子ども医療と後期高齢者医療が伸びたためであります。  
終わります。

**No.92 ○議長(平野敬祐議員)**

答弁は終わりました。

早川直彦議員。

**No.93 ○5番(早川直彦議員)**

子ども医療と高齢者のほうが伸びたということですが、これは大きく見込みが違ったということなんでしょうか、お聞かせください。

**No.94 ○議長(平野敬祐議員)**

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

**No.95 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

ご承知のとおり、福祉医療費も国保も同様でございますが、医療費は年によりまして変動が大きございます。

その中で、子ども医療費で今回、通院無料を中3まで拡大した関係もございまして、予想以上に伸びたということと、あと、後期高齢につきましては、高齢者の増加によるものでございます。

終わります。

**No.96 ○議長(平野敬祐議員)**

これにて、早川直彦議員の質疑を終わります。

続いて、前山美恵子議員。

**No.97 ○20番(前山美恵子議員)**

議案第 66 号の一般会計補正予算で、12 ページの老人福祉事業の定期巡回・随時対応型サービス等委託料について、これは高齢者に短時間の巡回と、それから随時の対応を行う 24 時間、365 日対応の新しいサービスですが、現在の訪問介護の大半は1回につき大体 30 分以上となっていますけれども、まず、このサービスの1回の所要時間を、これは何分と設定しているのか。

それから、このサービスを利用した場合、既存の訪問介護とか訪問看護があわせて受

けられるのかどうか、その点について。

それから3点目として、委託先が社会福祉協議会に委託をされるということになったんですけれども、法律改定では、24時間型巡回サービス事業者については、市町村の公募とか選考による指定が可能となったということなんですけれども、社会福祉協議会に委託をされることになった経緯について、その点をお願いします。

#### No.98 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

#### No.99 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

この事業は、県から10分の10の補助をいただきまして、この1月から3月までのモデル事業といたしまして実施をいたします。

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるための24時間対応型の定期巡回、そして随時対応サービスであります。

それでは、順番にお答えをいたします。

まず1点目の、このサービスの1回の所要時間でございますが、定期巡回サービスは、利用者に対しあらかじめ作成されたケアプランに基づき、日常生活上の世話を必要に応じて毎日、1日数回程度提供する事業でございますが、原則といたしまして、1回当たり20分程度を考えております。

また、随時対応サービスは、24時間対応窓口を設置いたしまして、利用者からの連絡、通報に対応するオペレーターを配置いたしまして、利用者からの通報内容に応じて、随時の対応を行う事業であります。

電話による相談援助や定期巡回サービス以外の訪問サービスの提供、また医療機関等への通報等を考えております。

続きまして2点目の、このサービスを利用した場合、既存の訪問介護や訪問看護があわせて受けられるかのご質問でございますが、このサービスは、訪問介護や訪問看護との併用利用は可能であります。現在利用中の訪問介護サービスを超えてケアが必要であることを前提に考えておりますので、ケアマネジャーが必要と判断したケアプランに基づくこととなります。

最後3点目の、社会福祉協議会に委託することになった経緯でございますが、この事業を実施するに当たり、市内の各指定訪問介護事業所、ヘルパーステーションでございますが、そこに対し事業説明の上、受諾の可否についてお聞きをしたところ、社会福祉協議会のヘルパーステーションより受諾の回答をいただきましたので、現在、実施に向けての準備を進めているところでございます。

終わります。

No.100 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

前山美恵子議員。

No.101 ○20番(前山美恵子議員)

3番目の点についての再質問なんですけれども、これだけ24時間、365日のサービスを提供するとなると、相当な人材とエネルギーが要るんですけれども、想定されるのは、全国どこでも大きな組織を持つところが、これは受注する機会が多いということを聞いておりますが、社協は別に小さいわけではないんですけれども、今やっている訪問看護とか、そういうものと一緒にサービスを提供するには、かなりの人材が必要だと思うんですけれども、この点については心配ないのでしょうか。

No.102 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.103 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

今、議員が申されましたとおり、この事業を実施するには、ヘルパーの数もある程度必要でございますし、夜間オペレーター、これは保健師や看護師の資格を有した者が行うオペレーターでございますが、そうした者の配置が必須でございます。

ですから今、議員も申されましたとおり、ある程度小さな事業所ですと、なかなか対応が難しいところもございまして、今回は、社会福祉協議会と民間会社1社に受けていただくかという打診をして、社協から回答をいただいたところでございますが、これはあくまでも1月から3月までのモデル事業の委託でございますので、当然、24年度以降に正式な事業実施となれば、公募をかけまして、より多くの事業所より選考して決定をしていくこととなりますので、その点で、そういったできるかどうかにつきましては、十分審査をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

No.104 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、前山美恵子議員の質疑を終わります。

以上で議案第66号の質疑を終わります。

続いて、議案第67号から議案第69号までの3議案については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

以上で議案質疑を終結いたします。



ただいま、議題となっております議案 16 件は、豊明市議会会議規則第 37 条の規定により、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま、各委員会に付託されました議案審査のため、明 12 月 10 日から 12 月 20 日までの 11 日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.105 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、明 12 月 10 日から 12 月 20 日までの 11 日間を休会とすることに決しました。

12 月 21 日午前 10 時より本会議を再開し、委員長報告・同質疑・討論・採決を行います。本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時49分散会

